

## 公益財団法人山梨県スポーツ協会

### 軽スポーツ用具貸出要項

#### 1 目 的

公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、生涯スポーツの推進を図るため、子供からお年寄りまで気軽に楽しめる軽スポーツ用具（以下「用具」という。）の貸出しを実施する。

#### 2 貸出対象

山梨県内に所在する市町村、学校、地域スポーツ関係団体、総合型地域スポーツクラブ等が行う生涯スポーツ推進やコミュニティを目的とした事業を対象とする。

#### 3 貸出対象物品

貸出を行う用具は、別添「軽スポーツ用具一覧」に掲載の用具とする。

#### 4 借用申込

借用申込は、事前に小瀬スポーツ公園武道館（電話 055-243-3115）または富士北麓公園体育館（電話 0555-24-3651）に電話で借用の可否を問い合わせ、借用、返却日時を打ち合わせた後、軽スポーツ用具借用申請書（様式第1号）に必要事項を記入して借用日7日前までに持参、郵送、ファクシミリまたはメールで申し込むこと。

#### 5 貸出期間

貸出期間は、最大7日間とする。

#### 6 禁止事項

貸出用具の転貸しは、一切禁止する。

#### 7 その他

- (1) 貸出料金は無料とする。
- (2) 貸出用具は大切に使用し、返却時には用具を点検、清掃、消毒し返却すること。
- (3) 用具の返却の際は、貸出物品突合や用具の破損滅失に対応できる者が立ち会うこと。
- (4) 用具を破損、滅失した場合には、借用者の責任で同等の用具を返却すること。